

【別紙4】 評価表（施設・設備機能）

中間処理

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	チェック欄	点数	優良	評価項目・基準	環境		
中間 処理 40点	施設の 環境保全 3点	/	保管の場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生していない。	/	1	点	産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。			
			保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の衛生害虫が発生していない。				騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。			
			著しい騒音、振動が発生し、周囲の生活環境を損なっていない。				美観を保持するため維持管理計画が整備されている。			
			施設構内及びその周辺の整理・整頓・清潔の保持状況は適切である。				破損や老朽化しておらず、十分に耐久性のある囲い及び門扉である。			
	施設・設備の 維持管理 5点	/	施設の周囲に囲いが設けられている。また施錠できる門扉が設けられている。	/	1	点	掲示板の老朽化、破損、汚れがなく、全ての項目がはっきりと表示されている。			
			表示すべき事項が記載されている掲示板を設置している。				敷地内に洗車場が確保され整備されている。			
	保管基準 4点	/	産業廃棄物の保管量の上限を超えて保管していない。 【中間処理施設の場合】1日あたりの処理能力×14 【再生処理施設の場合】木くず・コンクリート：1日あたりの処理能力×28 アスファルト・コンクリート：1日あたりの処理能力×70	/	4	点	保管量の上限を超えないように維持管理計画が整備されている。			
			※ 屋外で容器を用いず保管する場合、高さの上限を超えていない。							
	廃棄物の 受け入れ態勢 3点	/	産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。	/	3	点	トラックスケール等計量施設が施設内にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。			
	施設の点検 3点	/	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	/	3	点	施設の維持管理に関する点検検査が法令に定められた頻度より多く行われ、目標値が設定され、検証が行われている。			
	危機管理 3点	/	産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。	/	3	点	異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。			
	処理の 情報管理 3点	/		/	3	点	電子マニフェストの利用実績がある。			
	情報公開 16点	/			/	4	点	◎ インターネット上で直前3年間の処理の実績を公表している。	○	
								◎ インターネット上で施設の種類、処理する廃棄物の種類、設置場所等の概要を公表している。		○
								◎ インターネット上で事業場ごとの処理工程図及び最終処分までの処理行程を3年間公表している。		○
								◎ インターネット上で処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否を公表している。		○
								※ ◎ インターネット上で施設の維持管理の状況に関する情報の直前3年間分を公表している。（廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は必須項目）		※ ○
	※ インターネット上で熱回収の有無及び実績を直前3年間分公表している。（焼却○ 処分を行っている処分業者）	※ ○								
環境に対する 取組み	/		/			低公害型建設機械の導入割合が20%以上ある。	※ ○			
遵法性	/	許可品目以外の産業廃棄物の処理を行っていない。	/							
		前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。								
特別管理 産業廃棄物	/	※ 技術上の基準について定期的に検査を受けている。	/							
		※ 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けている。								
		※ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封する等、腐食防止に必要な措置を講じている。								
		※ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包する等飛散の防止に必要な措置を講じている。								
	/	※ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等の腐敗防止に必要な措置を講じている。	/							

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	チェック欄	点数	優良	評価項目・基準	環境	
中間処理	焼却施設		※ 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行っている。						
			※ 燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保っている。						
			※ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却している。						
			※ 燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録している。						
			※ 排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却している。						
			※ 排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定・記録している。						
			※ ばいじん、焼却灰は、飛散、流出しないように保管している。						
			※ ばいじん、焼却灰は、適正に処理されている。						
	汚泥の脱水施設		※ 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的なろ布又は脱水機の洗浄を行っている。						
			※ 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講じている。						
	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥施設を除く)		※ 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節している。						
	汚泥の天日乾燥施設		※ 汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じている。						
	廃油の油水分離施設		※ 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えている。						
			※ 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止提その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じている。						
廃酸、廃アルカリの中和施設		※ 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調整し混合を十分に行っている。							
		※ PH計を定期的に洗浄し校正している。							
		※ 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講じている。							
廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設		※ 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じている。							

(注1) (優良) ◎印は環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

(環境) ○印は「環境配慮契約法の基準」配慮項目

(注2) ※印は該当施設のみ評価項目

注 上記に掲げる施設以外の必須項目は、類似する施設の必須項目を例とする。